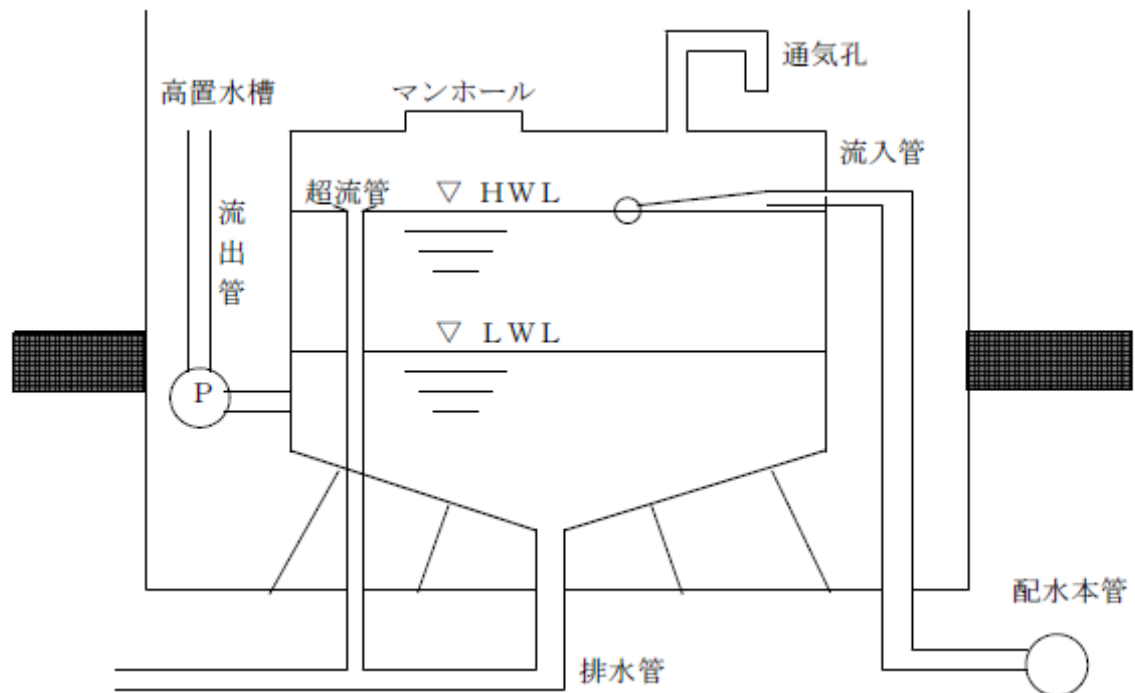


佐賀県簡易専用水道取扱要領 関係資料集

資料1	受水槽の構造及び有効容量（第2条第2号関係）	2
資料2	簡易専用水道の受水槽有効容量算定基準（第2条第3号関係）	3
資料3	水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表 に掲げる項目等（第4条第1項第1号関係）	5
資料4	建築基準法施行令（抄）第129条の2の5（第4条第1項第2号関係）	6
資料5	建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件 （第4条第1項第2号関係）	8
資料6	建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を 定める件（第4条第1項第2号関係）	9
資料7	簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項 （第10条第2項関係）	13

資料 1 受水槽の構造及び有効容量



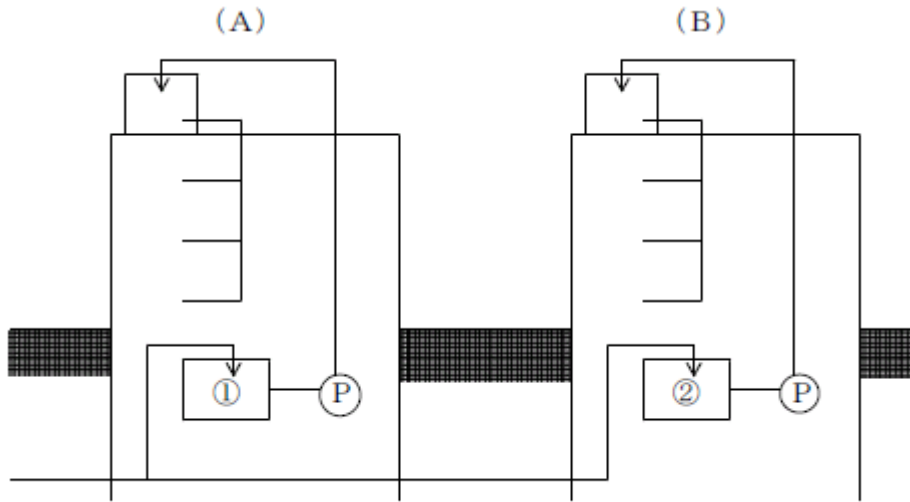
有効容量とは

受水槽において利用可能な水の容量をいう。

(水の最高水位 (HWL) と最低水位 (LWL) との間に貯留されている量)

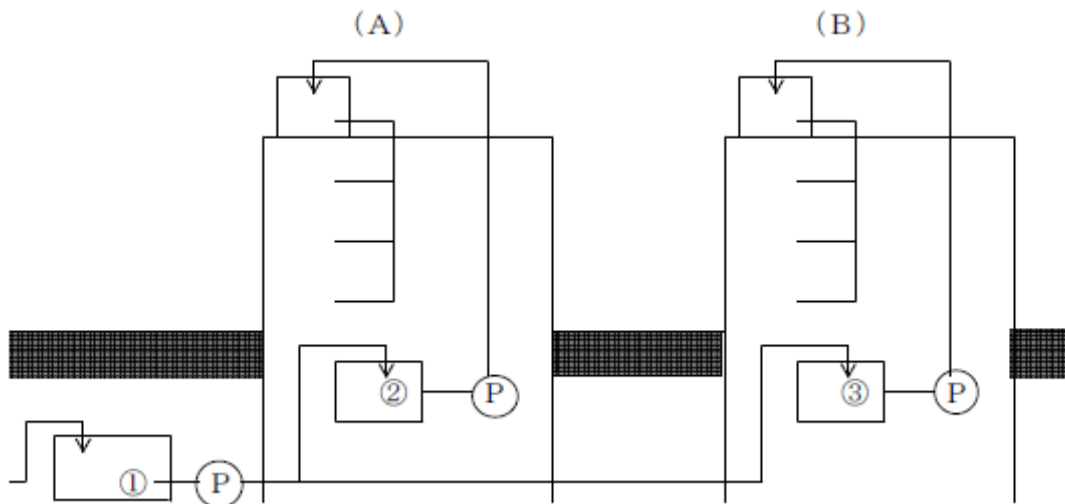
資料2 簡易専用水道の受水槽有効容量算定基準

- 1 各受水槽に係る給水系統が相互に連結していない場合。
受水槽：①及び②それぞれ別個の受水槽とみなす。



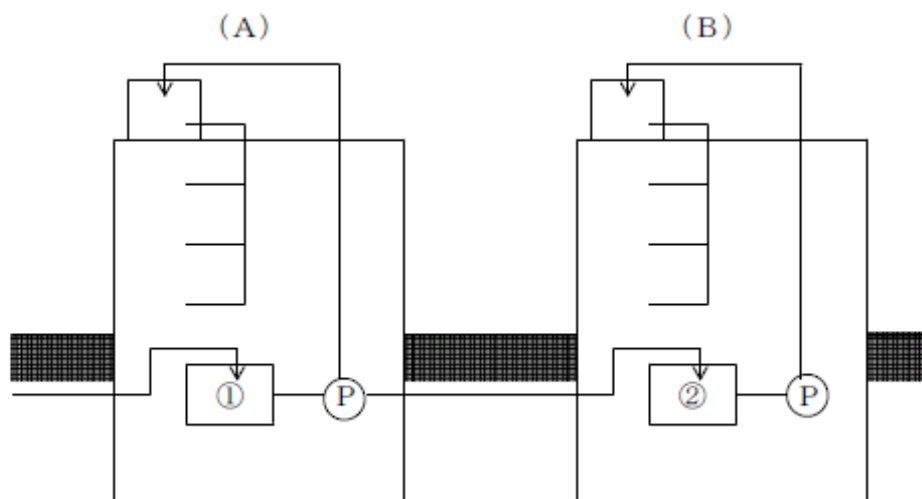
(①及び②) $> 10 \text{ m}^3$ → 設置届は (A)、(B) 各々提出。

- 2 各受水槽が相互に連結している場合。
(1) 受水槽：①、②及び③は一体となった受水槽とみなす。



(①+②+③) 10 m^3 → 設置届は、(A) 及び (B) を合わせて1件として提出する。

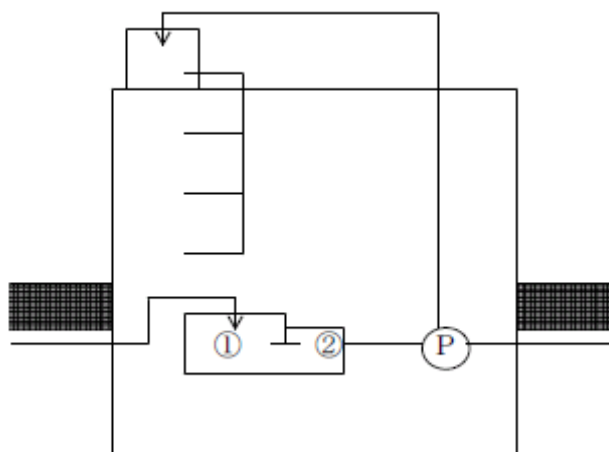
(2) 受水槽：①及び②は一体となった受水槽とみなす。



(①+②) > 10 m³ → 設置届は (A) 及び (B) を合わせて1件として提出する。

3 消火用水等飲用以外の目的に設置された受水槽と飲用水の受水槽が相互に連結されている場合。

受水槽：飲用①及び消火用②は一体となった受水槽とみなす。



(①+②) > 10 m³ → 設置届

資料3 水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に掲げる項目等

水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表			給水開始前の水質検査項目 （第4条関係）
1	一般細菌	100個/mL以下	○
2	大腸菌	検出されないこと	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	○
48	味	異常でないこと	○
49	臭気	異常でないこと	○
50	色度	5度以下	○
51	濁度	2度以下	○
			28事項

資料4 建築基準法施行令第129条の2の5

昭和25年11月16日政令第338号
最終改正 平成23年 3月30日政令第 46号

第5章の4 建築設備等

第1節の2 給水、排水その他の配管設備

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計2百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計5百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第

8項（同条第6項の規定により床面積の合計2百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計5百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあっては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあっては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

資料5 建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

平成12年 5月29日建設省告示第1390号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第三号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の2の5第2項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとする。
- 二 配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾材その他これに類するもの（以下「濾材等」という。）を内蔵した装置を設けること。
 - イ 容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。
 - ロ 逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。
 - ハ 濾材等が飲料水に流出しないこと。
 - ニ 濾材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあっては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし、一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあっては、この限りでない。

資料6 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

昭和50年12月20日建設省告示第1597号
最終改正 平成22年3月29日国土交通省告示第243号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

(ろ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2m³未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合にお

いては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60 cm以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて1/15以上1/10以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ（配水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（配水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、5 cm以上10 cm以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては5 cm以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

四 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

- イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。
- ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

- イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。
- ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。
- ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。
- ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。
- ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500m²以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第一号ロを除く。）並びに第2第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5m³を超える給水タンク等については、第1第二号の規定の適用があるものとする。

建築基準法別表第一 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七條、第二十八條、第三十五條—第三十五條の三、第九十條の三關係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（(一)項の場合にあっては客席、(五)項の場合にあっては三階以上の部分に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分（(二)項及び(四)項の場合にあっては二階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあっては、千平方メートル）以上	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		三百平方メートル以上
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		二千平方メートル以上
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三千平方メートル以上	五百平方メートル以上
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

資料7 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

平成15年7月23日厚生労働省告示第262号
最終改正 平成16年3月8日厚生労働省告示第87号

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第56条第2項の規定に基づき、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を次のように定め、平成15年10月1日から適用する。

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

第一 総則的事項

- 一 水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査は、当該簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）の依頼に基づき実施すること。
- 二 検査は、清潔な作業衣を着用する等の衛生的な配慮の下に行うこと。
- 三 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

第二 検査項目

検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。

第三 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

- 一 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査は、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、当該簡易専用水道に設置された水槽（以下「水槽」という。）の水を抜かずに、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
 - 2 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
 - 3 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第一に定めるところによる。

第四 給水栓における水質の検査

- 一 給水栓における水質について、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - 2 残留塩素に関する検査
- 二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第二に定めるところによる。

第五 書類の整理等に関する検査

- 一 次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行うものとする。
 - 1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

- 3 水槽の掃除の記録
- 4 その他の管理についての記録

二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第三に定めるところによる。

第六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第二の規定にかかわらず、水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることができる。この場合において、当該書類検査に係る書類は、設置者が別表第一から別表第三までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出するものとする。

第七 検査後の措置

一 検査者は、検査終了後、次に掲げる措置を行うものとする。

- 1 設置者に検査済みを証する書類を交付すること。この場合において、当該書類には次に掲げる事項を記載すること。
 - (一) 検査機関の名称及び所在地
 - (二) 検査員の氏名
 - (三) 簡易専用水道を有する施設の名称及び所在地
 - (四) 設置者の氏名又は名称
 - (五) 簡易専用水道を有する施設の概要
 - (六) 水槽の数、有効容量、形状、設置場所及び材質
 - (七) 検査の結果
 - (八) その他必要な事項
- 2 検査の結果、別表第一から別表第三までに掲げる判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言を行うこと。
- 3 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、2に掲げるもののほか、直ちに当該簡易専用水道の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）にその旨を報告するよう助言を行うこと。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、厚生労働大臣に報告するよう助言を行うこと。
 - (一) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
 - (二) 水槽内に動物等の死骸がある場合
 - (三) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
 - (四) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
 - (五) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

(六) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

別表第1 検査事項及び判定基準（施設及びその管理の状態に関する検査）

番号	検査事項	判定基準等
1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
2	水槽本体の状態	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接続部が固定され、防水密閉されていること。
3	水槽上部の状態 （2に掲げるものを除く。）	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4	水槽内部の状態 （2に掲げるものを除く。）	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。
7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。

備考

4の項の右欄については、水槽の沈積物がおおむね年間3センチメートルを超えない程度にあること。

9の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。

別表第2 検査事項及び判定基準（給水栓における水質の検査）

番号	検査事項	判定基準等
1	臭気	異常な臭気が認められないこと。
2	味	異常な味が認められないこと。
3	色	異常な色が認められないこと。
4	色度	5度以下であること。
5	濁度	2度以下であること。
6	残留塩素	検出されること。

備考

1の項から6の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。

1の項、2の項、4の項及び5の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

3の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約200ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

6の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

別表第3 検査事項及び判定基準（書類の整理等に関する検査）

番号	検査事項	判定基準等
1	書類の整備及び保存の状況	・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図、水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の整理保存がなされていること。

備考

水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。